

令和5年度

市民税・県民税 国民健康保険料等

申告の手引き

日頃から税務行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「令和5年度市民税・県民税申告書」をお送りしますので、このページの「市・県民税の申告をする必要がある人」に該当する方は、この手引きを参考にしてご記入のうえ、**3月15日(水)**までに申告くださいますようお願いいたします。

なお、この申告書は**前年に市・県民税の申告をされた方**にお送りしています。このページの「市・県民税の申告をする必要がない人」に該当する方は、提出不要です。

申告書は、あなたの課税資料となる**他、国民健康保険・後期高齢者医療制度、保育料、奨学金、授業料免除等に必要資料になります**。記載方法等ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

■お問い合わせ先・送付先

久留米市役所 市民文化部 市民税課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (TEL)0942-30-9008 (FAX)0942-30-9753

■市・県民税の申告をする必要がある人

令和5年1月1日に久留米市内に住所があり、令和4年中(令和4年1月1日から同年12月31日まで)
の期間)に所得があった人

- ・所得がなかったとしても、申告をしないと、所得(非課税)証明書の発行及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の算定ができません。申告書の「非課税収入」又は「収入なし」の欄に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。記入方法については、この手引きの8ページをご参照ください。
- ・久留米市に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人は、令和5年1月1日に久留米市内に住所がなかった場合であっても、申告が必要となる場合があります。

○久留米市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している被保険者について

申告をしていないと、保険料の正しい算定及び軽減措置ができません。収入がない場合でも必ず申告してください。

なお、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の軽減ができるかどうかを判定する場合、分離譲渡所得については特別控除をする前の所得が、事業専従者控除については控除をする前の所得が判定の基礎となります。

■市・県民税の申告をする必要がない人

上に該当する場合でも、以下に該当する人は、申告は不要です。

【A】 所得税の確定申告をする人

【B】 給与所得のみの人で、勤務先から久留米市に給与支払報告書が提出されている人
(提出の有無は勤務先の給与担当者に確認ください。特にアルバイト、パート収入の人)

【C】 収入が国民年金や厚生年金等の公的年金のみ(遺族年金・障害者年金等の非課税収入、郵便局や農協等で契約している個人年金は除く)であった人

- ・【B】や【C】に該当する人であっても、源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除等)を追加で受けようとする場合は、市・県民税の申告をしてください。(所得税の還付申告をする人については不要です。)
- ・なお、【C】に該当する人で、昭和33年1月1日以前生まれで公的年金の収入金額の合計が151万5千円以下の人、昭和33年1月2日以降生まれの人で公的年金の収入金額の合計が101万5千円以下の人に該当する人は、市・県民税は非課税になりますので控除を追加する必要はありません。(申告不要)

○年金収入があった方へ

令和4年中の公的年金の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。

しかし、この場合でも申告をされないと市民税・県民税の算定が不利になる場合がありますのでご注意ください。
詳しくは市民税課までお問い合わせください。

■提出方法

平成29年度申告より番号法の規定に基づく本人確認が必要となりました。

1. 窓口での提出

(1)本人による提出

確認方法①	個人番号カードの提示又は写しの提出
確認方法②	通知カード(※1)と身元確認書類(※2・3)

- ※1 氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ、マイナンバー証明書類として使用可能です。
- ※2 本人の身元確認書類の例
運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、写真付き身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)、国民年金手帳 など
- ※3 身元確認書類は顔写真なしの場合は2点必要となります。

(2)代理人による提出

代理人による提出の場合必要となる確認書類

代理権の確認	以下のいずれか1点の提示または写しの提出 ・戸籍謄本または資格を証明する書類(法定代理人) ・税務代理権限証明書(税理士等) ・委任状(同一世帯の場合は不要)
代理人の身元確認	代理人の身元確認書類(※1・2)の提示又は写しの提出
本人の番号確認	本人の個人番号カードまたは通知カード(※3)の写しの提出

- ※1 代理人の身元確認書類の例
税理士証票、運転免許証、健康保険証、パスポート(旅券)、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、写真付き身分証明書(学生証・社員証・資格証明書等)、国民年金手帳 など
- ※2 身元確認書類は顔写真なしの場合は2点必要となります。
- ※3 氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合のみ、マイナンバー証明書類として使用可能です。

2. 郵送での提出

1. 窓口での提出の場合と同じ本人確認書類の写しを同封してください。

●申告書の提出は、郵送が便利です！同封の返信用封筒をご利用ください。

<申告書を郵送していただく場合の注意点>

- ①電話番号を必ず記入してください。
- ②添付資料は必ず同封してください。
・控除証明書(生命・地震保険料控除証明書、医療費明細書等)の添付がない場合は、控除に取れませんのでご注意ください。
また、給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票の添付もお願いします(写しで可)。
・この申告により、日本国外に居住する親族にかかる扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類と送金関係書類の添付が必要です。
・添付資料の返却はいたしません。
- ③健康保険証の写しを郵送する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号について、**黒塗りをするなどのマスキングを施してください。**
- ④営業等所得、農業所得、不動産所得については、1年間の収支がわかる書類を作成し添付するか、申告書裏面にある計算表に、収入、経費の明細を記入してください。
- ⑤申告書の控えが必要な方は、申告書郵送の際に、申告書の写し(申告書をご自分でコピーされたもの)と返信用封筒(宛名記入、切手貼付済のもの)を同封して頂きますと、受付印を押印した後、返送いたします。
・同封がなく、申告の控えを後日請求された場合は、お渡しに時間がかかる場合がございます。

3. 住民税試算システムで申告書を作成のうえ提出

住民税試算システムで申告書を作成できます。作成後は印刷して、郵送か窓口での提出となります。

久留米市ホームページ上にリンク先が掲載されています。リンク先については、以下をご参照ください。

リンク先： 久留米市ホームページ→「暮らし・届出」→「税金」→
「個人市・県民税(個人住民税)」→
「個人市・県民税(個人住民税)の試算と申告書の作成ができます」
ページ内、「**住民税試算システム**」をクリックしてください。
(外部サイトに移動します。)

(※)お使いのスマートフォンのブラウザによっては、作成した申告書のダウンロードができないことがあります。



スマホの方は
こちらから(※)

■申告相談日程〈時間：9時～16時(土曜・日曜・祝祭日は除く)〉

申告に直接お越しいただく場合、会場・日程は下記のとおりとなります。会場は大変混み合いますので、お時間に余裕をもってお越しください。

会場にお越しいただく際には、マスク着用など感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。

申告相談会場	申告相談月日
くるみホール(市役所2階) (TEL)0942-30-9008 (FAX)0942-30-9753 [市民税課]	2/16(木) ↓ 3/15(水)
田主丸総合支所(2階会議室) (TEL)0943-72-2112 (FAX)0943-72-3819 [市民福祉課]	
北野総合支所(本館101会議室) (TEL)0942-78-3552 (FAX)0942-78-6482 [市民福祉課]	※田主丸、北野総合支所は 9:00～11:30、 13:00～16:00
城島総合支所(4階401会議室) (TEL)0942-62-2112 (FAX)0942-62-3732 [市民福祉課]	3/3(金)～3/15(水) ※9:00～11:30、13:00～16:00
三瀬総合支所(2階205会議室) (TEL)0942-64-2312 (FAX)0942-65-0957 [市民福祉課]	2/16(木)～3/2(木) ※9:00～11:30、13:00～16:00

申告相談会場	申告相談月日
コミュニティセンター 上津校区会館(1階中会議室)	2/14(火)～2/16(木)
筑邦市民センター (多目的棟2階会議室)	2/22(水)、2/24(金)、2/28(火) ※9:30～16:00
コミュニティセンター 高良内会館	2/20(月)、2/21(火)
ふれあい農業公園	3/1(水)～3/3(金)
安武校区コミュニティセンター	3/7(火)

- 市民センター（上津、筑邦、千歳、高牟礼、耳納）の窓口では申告受付していません。
- 所得税の確定申告に関しましては、久留米税務署（0942-32-4461）にお問い合わせください。

■所得の種類

ご自身に該当する所得および概要は以下の表を参考にしてください。

給 与 所 得	給与、賃金、賞与、俸給、左官等の手間賃等の所得です。
営 業 等 所 得	卸売業、小売業、飲食業、製造業、配送業、サービス業等の所得や医師、外交員、ホスト・ホステス、塾経営等の所得です。
農 業 所 得	農産物生産・果実栽培、農家が兼営する家畜の飼育等による所得です。
不 動 産 所 得	貸家、貸事務所、地代等の賃借料及び不動産貸付の権利金等の所得です。
利 子 所 得	国外の銀行等の預金の利子等による所得です。
配 当 所 得	株式・出資金の配当、剰余金の分配等の所得です。
雑 所 得	公 的 年 金 等 公的年金(国民年金、厚生年金等)等による所得です。
	業 務 著述家以外の受ける原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等の所得です。
	そ の 他 生命保険契約等による年金等、業務に該当しない場合の雑所得です。
総 合 課 税 譲 渡 所 得	車両、機械類、ゴルフ会員権等の資産で、土地、建物等分離して課税される資産以外のものの譲渡による所得です。
一 時 所 得	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金等の所得です。
分 離 課 税 譲 渡 所 得	土地、家屋などの資産譲渡所得です。(国民健康保険の申告を兼ねていますので、所得税の確定申告が不要であっても、市・県民税の申告が必要になる場合がございます。詳細については、市民税課にお問い合わせください。)
先 物 取 引 所 得	先物取引による所得です。
山 林 所 得	山林を伐採したり、立木のまま譲渡したことによる所得です。
退 職 所 得	退職分離課税(退職金から住民税を天引する)の対象にならなかった退職金等の所得です。

■申告書の記入の仕方

令和 5 年度(令和 4 年分) 市民税・県民税 (兼国民健康保険料等) 申告書

久留米市長宛て

提出年月日 令和5年2月16日

おもて

個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8											
現住所	久留米市城南町15番地3											
1月1日現在の住所	同上											
フリガナ	クルメ イチロウ										生年月日	
氏名	久留米 一郎										明・大(昭) 平・令 18.1.16	
世帯主の氏名	同上		続柄	本人		電話番号(自宅・携帯)	30-9008			業種又は職業 食堂経営		

- 個人番号(マイナンバー)
- 現住所
- 氏名(押印は不要です)
- 生年月日
- 電話番号等を忘れずに記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	245,200 円
	国民年金	145,800 円
	源泉のとり	60,650 円
合 計		451,650 円
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	90,000 円	120,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	90,000 円	100,000 円
介護医療保険料の計		100,000 円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	40,000 円	240,000 円
⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 障害者控除	⑰ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚	⑱ ひとり親控除 (学校名)
	⑲ 障害者控除 氏名 久留米 ウメ 障害の種類・程度 2 級	⑲ 障害者控除 氏名 久留米 ウメ 障害の種類・程度 2 級
⑳ 配偶者特別控除・同一生計配偶者	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7
	氏名 久留米 花子 明・大(昭) 平・令 22.6.8	配偶者の合計所得金額 300,000 円
㉑ 扶養親族	個人番号	7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6
	氏名 久留米 太郎 明・大(昭) 平・令 55.5.5	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少
	個人番号	6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5
	氏名 久留米 ウメ 明・大(昭) 平・令 5.9.5	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少
	個人番号	5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4
氏名 久留米 桜 明・大(昭) 平・令 24.12.12	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少	
個人番号	4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3	
氏名 久留米 孫 明・大(昭) 平・令 24.12.12	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少	
個人番号	3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2	
氏名 久留米 孫 明・大(昭) 平・令 24.12.12	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少	
個人番号	2 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1	
氏名 久留米 孫 明・大(昭) 平・令 24.12.12	同居 ☒ 別居 ☐ 特定・老人一般・年少	

扶養親族が不足する場合には、裏面「備考」に上記と同じ項目を記入してください。
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」にも氏名及び住所を記入してください。

㉒ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	火災	4. 5. 9	住宅・家財
㉓ 医療費控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引かれる金額
	5,800,000 円	4,800,000 円	280,000 円
㉔ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	150,000 円		

郵送 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

☒ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

※所得が無かった方の記入欄

非課税収入	☐ 遺族年金 ☐ 障害年金 ☐ 児童扶養手当 ☐ 雇用保険金 ☐ その他	円
収入なし	()で生活している。	

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

収入金額等	事業	営業等	ア	6,000,000 円
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ	10,000	
	配当	オ	120,000	
	給与	カ	1,352,500	
	公的年金等	キ	1,636,166	
	業務	ク	600,000	
	その他	ケ	1,000,000	
	総額合渡	短期	コ	0
長期	サ	1,000,000		
一時	シ	1,500,000		
所得金額	事業	営業等	①	1,000,000
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④	10,000	
	配当	⑤	120,000	
	給与	⑥	702,500	
	公的年金等	⑦	536,166	
	業務	⑧	50,000	
	その他	⑨	150,000	
	合計	⑩	736,166	
総額合渡・一時	⑪	1,250,000		
合計	⑫	3,818,666		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	451,650	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	10,000	
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	⑰・⑱		
	勤労学生・障害者控除	⑲・⑳	530,000	
	配偶者(特別)控除	㉑・㉒	380,000	
	扶養控除	㉓	780,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
	⑬から㉔までの計	㉕	2,676,650	
雑損控除	㉖	618,134		
医療費控除	㉗	50,000		
合計	㉘	3,344,784		

あなたに、給与や公的年金等と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市・県民税を、給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)かを選択することができます。

希望する方法の□にチェックしてください。

●営業等・農業・不動産所得がある人＜申告書【ア～ウ】及び①～③＞

◇営業等所得：卸売業、小売業、サービス業、外交員報酬等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【ア】欄に記入し、所得金額を【①】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【事業所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

◇農業所得：農産物生産、果実栽培、畜産等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【イ】欄に記入し、所得金額を【②】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【農業所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

◇不動産所得：貸家、貸事務所、貸地、貸アパート等の所得のある人が該当します。

- ・収入金額等を【ウ】欄に記入し、所得金額を【③】欄に記入してください。
- ・申告書裏面の【7 事業・不動産所得に関する事項】を記入してください。
- ・申告書裏面の【不動産所得の計算表】の欄に内訳を記入してください。
(1年間の収支が分かる書類を作成し添付すれば、この計算表の記入を省略できます。)
- ・専従者控除がある場合は、申告書裏面の【11 事業専従者に関する事項】欄も記入してください。
- ・減価償却費がある場合は、申告書裏面の【減価償却の計算】欄も記入してください。

収入	令和4年中に収入することが確定した金額です。未収入金、自家消費の商品、現物収入、リポート等も含まれます。
必要経費	令和4年中に収入を得る為に要した費用です。原価、雇人費、事業用固定資産等の地代家賃、借入金利息等です。経費項目ごとに分類して集計してください。なお、当該事業以外の費用を経費とすることはできません(生活費は含まれません)のでご注意ください。
事業専従者(白色)	あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、あなたの事業に専従した期間が令和4年中に6か月を超える場合には、事業専従者1人につき次の①と②のうちいずれか低い方の金額を控除できます。なお、事業専従者として申告した親族を、扶養控除として申告はできませんのでご注意ください。 ① 配偶者である事業専従者…86万円 配偶者以外の事業専従者…50万円 ② $\frac{\text{不動産所得} + \text{事業所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

事業	営業等	ア	6,000,000円
	農業	イ	
	不動産	ウ	

2 所得金額

事業	営業等	①	1,000,000
	農業	②	
	不動産	③	

* 所得の計算表

例：営業所得

事業種目	食堂経営
屋 号	くらめ屋
項 目	金額 (円)
収入	
売上(収入)金額	5,716,000
その他(家事消費)	284,000
A 計	6,000,000
必要経費	
仕入金額	2,150,000
給料賃金	707,600
減価償却費	642,355
地代家賃	
租税公課	165,000
水道光熱費	300,000
通信交通費	138,000
修繕費	135,000
消耗品費	200,000
雑費	62,045
B 計	4,500,000
C 専従者控除額	500,000
所得金額(A-B-C)	1,000,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	久留米市三ツ町玉瀧2779-1	6,000,000	5,000,000	0

11 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除額)
久留米 すみれ	子	昭和61年7月7日	12	500,000
合 計 額				500,000
所得税における青色申告の承認の有無				無

減価償却の計算

減価償却資産の名称等	面積又は数量	取得年月	取得価格	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年分の償却期間	本年分の償却費	事業専用割合	本年分の必要経費算入額	未償却残高(期末残高)
貨物自動車	1台	令和4年1月	3,211,775	3,211,775	定額	5	0.2	12	642,355	100%	642,355	2,569,420

●給与収入がある人＜申告書【力】及び⑥＞→源泉徴収票(写し可)を添付してください。

◇給与所得:給与、賞与、賃金、パート収入等のある人が該当します。

＊源泉徴収票がある方

- ・1ヶ所からの給与のみの人は源泉徴収票の支払金額を【力】欄に記入し、給与所得控除後の金額を【⑥】欄に記入してください。
- ・複数の給与がある場合は各源泉徴収票の支払金額の合計を【力】欄に記入し、次の「給与所得の速算表」を用いて計算した結果を【⑥】欄に記入してください。

＊源泉徴収票がない方

- ・申告書裏面【6 給与所得の内訳】に支給額(手取り金額ではなく、社会保険料や所得税等が差し引かれる前の金額)、勤務先を記入してください。
- ・支給額の合計金額を【力】欄に記入し、次の「給与所得の速算表」を用いて計算した結果を【⑥】欄に記入してください。

●給与所得の速算表

給与収入金額の合計 a(円)	給与所得の金額
～ 550,999	0円
551,000 ～ 1,618,999	a-550,000円
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000円
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000円
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000円
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000円
1,628,000 ～ 1,799,999	a÷4=b b×4×60%+100,000円
1,800,000 ～ 3,599,999	bは千円 b×4×70%-80,000円
3,600,000 ～ 6,599,999	未満切捨 b×4×80%-440,000円
6,600,000 ～ 8,499,999	a×90%-1,100,000円
8,500,000 ～	a-1,950,000円 (※)

■申告書の書き方(例)

＊源泉徴収票がある方、源泉徴収票がない方共通

(1 収入金額等)	給 与 力	1,352,500
(2 所得金額)	給 与 ⑥	702,500 (※)

(※)上記は、給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除を差し引いた例になります。

＊源泉徴収票がない方のみ記入

6 給与所得の内訳(記入例)

月	月収
1	98,000
2	74,000
3	103,500
~~~~~	
11	65,000
12	52,000
賞与額	200,000
合計	1,352,500
法人番号 又は 所在地	久留米市城南町 15-3
勤務先名	(株)久留米商事
電話番号	(0942)30-9008

勤務先が複数ある場合は、備考欄に2ヶ所目以降の法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号を記入してください。

※子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除…【A】

給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。該当する場合は、給与所得の速算表で計算した給与所得から、次の算式で計算した所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書【⑥】欄に記入してください。源泉徴収票がある方で、既に年末調整で所得金額調整控除を適用してある場合は除きます。

- (1) 申告者が特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

・上記のうち(2)～(4)のいずれかに該当し、対象者が申告書「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳・㉑】欄又は【㉒】欄の対象とならない場合、申告書裏面【15 所得金額調整控除に関する事項】に必要事項を記入してください。複数該当する場合は、いずれかひとつの事項についてご記入ください。

●所得金額調整控除の計算方法

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、上記の計算上使用する収入金額は1,000万円となります。)

※給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除…【B】

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。該当する場合は、給与所得の速算表で計算した給与所得から、次の算式で計算した所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書【⑥】欄に記入してください。

●所得金額調整控除の計算方法

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10\text{万円}$$

(※給与所得及び公的年金等雑所得がそれぞれ10万円を超える場合は10万円で計算します。)

＊上記【A】の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

15 所得金額調整控除に関する事項 ※個人番号を備考欄に記入してください。

フリガナ	クルメ ジロウ	続柄	孫	生年月日	明・大・昭 26.3.3	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
氏名	久留米 次郎				令			



●公的年金収入がある人＜申告書【キ】及び⑦＞→源泉徴収票(写し可)を添付してください。

◇公的年金等の収入に係る雑所得:国民年金、厚生年金等のある人が該当します。

*遺族年金、障害年金等は「非課税収入」欄に記入してください。  
(8ページ参照)

*個人年金は、【ケ】⑨欄に記入してください。  
(このページの「公的年金以外の雑収入がある人」参照)

・源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は、その合計金額)を【キ】欄に記入し、次の「公的年金等に係る雑所得の速算表」を用いて計算した結果を、【⑦】欄に記入してください。

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

公的年金等	キ	1,636,166
-------	---	-----------

2 所得金額

公的年金等	⑦	536,166
-------	---	---------

●公的年金等に係る雑所得の速算表

*65歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)

公的年金等の収入金額c	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	c-110万円	c-100万円	c-90万円
330万円以上410万円未満	c×75%-275,000円	c×75%-175,000円	c×75%-75,000円
410万円以上770万円未満	c×85%-685,000円	c×85%-585,000円	c×85%-485,000円
770万円以上1,000万円未満	c×95%-1,455,000円	c×95%-1,355,000円	c×95%-1,255,000円
1,000万円以上	c-1,955,000円	c-1,855,000円	c-1,755,000円

(注)円未満切捨て

*65歳未満(昭和33年1月2日以後生まれ)

公的年金等の収入金額c	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	c-60万円	c-50万円	c-40万円
130万円以上410万円未満	c×75%-275,000円	c×75%-175,000円	c×75%-75,000円
410万円以上770万円未満	c×85%-685,000円	c×85%-585,000円	c×85%-485,000円
770万円以上1,000万円未満	c×95%-1,455,000円	c×95%-1,355,000円	c×95%-1,255,000円
1,000万円以上	c-1,955,000円	c-1,855,000円	c-1,755,000円

(注)円未満切捨て

●公的年金以外の雑収入がある人＜申告書【ク】⑧及び【ケ】⑨＞

◇シルバー人材センター配分金や講演料、個人年金等のある人が該当します。

*雑(業務)がある方

・シルバー人材センターの配分金や講演料等の雑収入については、その支払金額を【ク】欄に記入し、必要経費を差し引いた所得金額を【⑧】欄に記入してください。  
・申告書裏面の【9 雑所得(公的年金以外)に関する事項】の欄に内訳を記入してください。

*雑(その他)がある方

・個人年金等の、業務に該当しない雑収入については、その支払金額を【ケ】欄に記入し、必要経費を差し引いた所得金額を【⑨】欄に記入してください。  
・申告書裏面の【9 雑所得(公的年金以外)に関する事項】の欄に内訳を記入してください。

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

業務	ク	600,000
その他	ケ	1,000,000

2 所得金額

業務	⑧	50,000
その他	⑨	150,000

9 雑所得(公的年金以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
業務	シルバー人材センター	600,000	550,000
その他	〇〇生命	1,000,000	850,000



## ● 利子所得がある人＜申告書【エ】及び④＞

◇ 国外の銀行等の預金の利子等のある人が該当します。

- ・ 支払金額を【エ】及び④欄に記入してください。
- ・ 一般的に利子所得は源泉分離課税なので申告はできません。ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。

### ■ 申告書の書き方(例)

#### 1 収入金額等

利	子	エ	10,000
---	---	---	--------

#### 2 所得金額

利	子	④	10,000
---	---	---	--------

## ● 配当所得がある人＜申告書【オ】及び⑤＞

◇ 株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配等のある人が該当します。

- ・ 収入金額を【オ】欄に、必要経費(株式等の元本取得のために要した負債利子)を差し引いた金額を【⑤】欄に記入し、申告書裏面の【8 配当所得に関する事項】の欄に内訳を記入してください。
- ・ 特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分(5%)が徴収されていますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の【13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項】の欄に住民税分(5%)の金額を記入してください。

### ■ 申告書の書き方(例)

#### 1 収入金額等

配	当	オ	120,000
---	---	---	---------

#### 2 所得金額

配	当	⑤	120,000
---	---	---	---------

#### 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
特定配当	〇〇銀行	令和4年11月	120,000	0

#### 13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	6,000
株式等譲渡所得割額控除額	0

## ● 総合譲渡・一時所得がある人＜申告書【コ】【サ】⑪及び【シ】⑪＞

◇ 土地・建物等以外の譲渡による所得(総合課税譲渡所得)や生命保険の満期返戻金等の所得(一時所得)のある人が該当します。

- ・ 申告書裏面の【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面【コ】に、所得金額ロの金額を【サ】に、所得金額ハの金額を【シ】に、合計二の金額を申告書表面【⑪】の欄に記入してください。

※ 特別控除は、譲渡所得が短期と長期合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。

### ■ 申告書の書き方(例)

#### 1 収入金額等

総合譲渡	短期	コ	0
	長期	サ	1,000,000
	一時	シ	1,500,000

#### 2 所得金額

総合譲渡・一時	⑪	1,250,000
---------	---	-----------

#### 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差し引き金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差し引き金額－特別控除)
総合譲渡	短期	1,000,000	800,000	200,000	500,000	イ 0
	長期	2,000,000	700,000	1,300,000		ロ 1,000,000
一時		3,000,000	1,000,000	2,000,000	500,000	ハ 1,500,000
二 合計 イ＋〔(ロ＋ハ) × 1/2〕						1,250,000

## ● 分離課税に係る所得等がある人

- ・ 「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要な場合があります。詳細は市民税課までお問い合わせください。

### 所得が無かった方の記入欄

## ● 非課税収入がある人＜※所得が無かった方の記入欄・非課税収入＞

◇ 非課税収入とは遺族年金、障害年金等です。

- ・ 〈非課税収入〉欄に令和4年中の合計金額を記入してください。また、該当する非課税収入の種類にチェックをつけてください。
- ・ 公的年金の収入金額欄に記入しないように、ご注意ください。

### ■ 申告書の書き方(例)

* 例: 令和4年中に障害年金794,500円を受給されている人

非課税収入	<input type="checkbox"/> 遺族年金 <input checked="" type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 雇用保険金 <input type="checkbox"/> その他	794,500円
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

### ■ 申告書の書き方(例)

収入なし	( 親からの仕送り / 貯金 ) で生活している。
------	---------------------------

## ● 収入がなかった人＜※所得が無かった方の記入欄・収入なし＞

- ・ 〈収入なし〉欄の「収入なし」に○印を付けてください。
- ・ どのように生活していたかについて、括弧内に記入してください。



所得から差し引かれる金額に関する事項等の記入欄

●社会保険料控除＜申告書⑬＞→必ず支払証明書、確認書、領収書を添付してください。

◇令和4年中に支払った健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険等の保険料がある場合の控除

- ・社会保険の種類、支払った保険料を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑬】欄に記入してください。
- ・その合計額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑬】欄に記入してください。

控除額＝支払保険料の全額

- ＊申告者本人以外の年金や給与から天引きされた保険料は控除には該当しません。
- ＊令和4年1月1日から同年12月31日までに納付したものが対象です。

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料 控除	社会保険の種類	支払った社会保険料
	国民健康保険	245,200円
	国民年金	145,800円
	源泉のとおりに 合計	60,650円 451,650円

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	451,650
---------	---	---------

●小規模企業共済等掛金控除＜申告書⑭＞→必ず支払証明書、領収書を添付してください。

◇令和4年中に支払った第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金等がある場合の控除

- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑭】欄に合計額を記入してください。

控除額＝支払保険料の全額

■申告書の書き方(例)

4 所得から差し引かれる金額

小規模企業 共済等掛金控除	⑭	10,000
------------------	---	--------

●生命保険料控除＜申告書⑮＞→必ず控除証明書を添付してください。

◇令和4年中に支払った生命保険、生命共済等の保険料がある場合の控除

- ・該当する項目を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑮】欄に記入してください。
- ・下の表で計算し、「O」欄の金額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑮】欄に記入してください。  
(C,D,H,I,J欄の計算で、1円未満の端数は切り上げ)

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑮ 生命保険料 控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	90,000円	120,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	90,000円	100,000円
	介護医療保険料の計	
	100,000円	

4 所得から差し引かれる金額

生命保険料控除	⑮	70,000
---------	---	--------

○旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

一般の生命保険料		個人年金保険料	
A	支払った保険料 円	B	支払った保険料 円
C	Aの金額	D	Bの金額
	15,000円以下		15,000円以下
	15,001円～		15,001円～
	40,000円		40,000円
	40,001円～		40,001円～
	70,000円		70,000円
	70,001円以上		70,001円以上
	35,000円		35,000円

○新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
E	支払った保険料 円	F	支払った保険料 円	G	支払った保険料 円
H	Eの金額	I	Fの金額	J	Gの金額
	12,000円以下		12,000円以下		12,000円以下
	12,001円～		12,001円～		12,001円～
	32,000円		32,000円		32,000円
	32,001円～		32,001円～		32,001円～
	56,000円		56,000円		56,000円
	56,001円以上		56,001円以上		56,001円以上
	28,000円		28,000円		28,000円
K	C+H	M	D+I	O J+L+N 生命保険料控除(最高7万円) 円	
L	CとKのいずれか 大きい方の金額	N	DとMのいずれか 大きい方の金額		

控除額＝左の表で保険契約の区分に応じて  
計算し、「O」欄にて算出された金額  
(上限7万円)



●地震保険料控除＜申告書⑯＞→必ず控除証明書を添付してください。

◇令和4年中に支払った地震保険料、旧長期損害保険料がある場合の控除

- ・該当する項目を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑯】欄に記入してください。
- ・下の表で計算し、「T」欄の金額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑯】欄に記入してください。

(1) 令和4年中に支払った地震保険契約の保険料がある場合の控除

地震保険料		
P	支払った保険料	円
	Pの金額	控除額
		(P×0.5)
R	50,000円以下	円
	50,001円以上	25,000 円

(2) 令和4年中に支払った旧長期損害保険の保険料がある場合の控除

旧長期損害保険料		
Q	支払った保険料	円
	Qの金額	控除額
		(Qの金額)
S	5,000円以下	円
	5,001円～15,000円	(Q×0.5+2,500円) 円
	15,001円以上	10,000 円

(3) 上記(1)、(2)の両方を適用する場合の控除額は、地震保険料控除と長期損害保険料控除を合わせて2万5千円が限度

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	40,000円	240,000円

4 所得から差し引かれる金額

地震保険料控除	⑯	25,000
---------	---	--------

控除額＝左の表で保険契約の区分に応じて計算し、「T」欄にて算出された金額(上限25,000円)

T	R+S	地震保険料控除(最高25,000円)
		円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、PかQのいずれか一方でしか控除できません。

●寡婦、ひとり親控除＜申告書⑰・⑱＞

◇令和4年12月31日現在で、寡婦またはひとり親である場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」において、【⑰】欄と【⑱】欄のいずれか該当する方にチェックを入れてください。
- ・⑰寡婦に該当する場合は、「死別」、「離婚」、「生死不明」、「未帰還」のいずれか該当するものにチェックを入れてください。
- ・下の表で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑰・⑱】欄に記入してください。

本人が女性	本人合計所得			500万円以下		
	配偶関係			死別(生死不明・未帰還)	離婚	未婚のひとり親
	扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
			子以外	26万円	26万円	
無		26万円				

寡婦控除

ひとり親控除

寡婦控除

ひとり親控除

本人が男性	本人合計所得			500万円以下		
	配偶関係			死別(生死不明・未帰還)	離婚	未婚のひとり親
	扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
			子以外			
		無				

控除額

- ・「寡婦控除」に該当する場合は、26万円
- ・「ひとり親控除」に該当する場合は、30万円

* 合計所得500万円超の方は、適用されません。

* 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、控除の対象外となります。

- ・扶養親族である子がいなくても、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※)がいる場合は、ひとり親控除に該当します。

※生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

●勤労学生控除＜申告書⑲＞→学生証を提示してください。〔郵送時は写しを添付〕

◇あなたが学生で令和4年中の合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑲】欄にチェックし、学校名を記入してください。
- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑲・⑳】欄へ控除額を記入してください。

控除額＝26万円

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除	(学校名)
	〇〇大学

4 所得から差し引かれる金額

勤労学生控除	⑲・⑳	260,000
--------	-----	---------



●障害者控除＜申告書⑳＞→障害者手帳を提示してください。〔郵送時は写しを添付〕

◇あなたや同一生計配偶者、扶養親族が精神や身体に障害を持ち、令和4年12月31日までに該当する手帳等の交付を受けている場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳】欄に該当者の氏名、障害の程度等を記入してください。
- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑲・㉑】欄へ控除額を記入してください。

区 分	要 件	控除額
特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	30万円
普通障害	障害者のうち特別障害以外の方	26万円
同居特別障害	同一生計配偶者又は扶養親族で、特別障害者に該当し、所得者、所得者の配偶者又は所得者と同一生計のその他の親族のいずれかと同居の方	53万円

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項									
⑳ 障害者控除	氏名	久留米 ウメ				障害の 種類・程度	<input checked="" type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他	級	2
	氏名					障害の 種類・程度	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他	級	

4 所得から差し引かれる金額

勤 労 学 生、 障 害 者 控 除	⑲・㉑	530,000
-----------------------	-----	---------

※65歳以上で、障害者または特別障害に準ずるものとして市区町村や福祉事務所の認定を受けている場合も、いずれかの控除に該当します。

●配偶者控除・配偶者特別控除＜申告書㉑・㉒＞

◇あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合の控除  
(配偶者が事業専従者である場合該当しません)

- ・該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【㉑・㉒】欄に記入してください。
- ・下の表で当てはまる控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【㉑・㉒】欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額			あなた(申告する人)の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人 (S28.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超		控除なし			

あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、同一生計配偶者(※)を有する場合は、こちらにチェックし、必要事項を記入してください。  
(控除はありません。)

(※)あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項															
㉑・㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一生計 配偶者	個人番号													<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)	
	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7			
氏名	久留米 花子						期・大 平・市	22.6.8		配偶者の 合計所得金額				300,000	円

＜お間違いのないように＞

収入ではなく所得金額で計算してください。  
給与収入から所得への換算は6ページ「給与所得の速算表」を、年金収入から所得への換算は7ページ「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参考にしてください。

4 所得から差し引かれる金額

配偶者(特別)控除	㉑・㉒	380,000
-----------	-----	---------

控除額＝あなたの合計所得金額と配偶者の合計所得金額を左の表にあてはめた額

●扶養控除＜申告書㉓＞

◇令和4年12月31日(年の途中で死亡した場合その死亡日)現在で、同一生計の扶養親族のうち令和4年中の合計所得金額が48万円以下の人がある場合の控除

- ・該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【㉓】欄に記入してください。
- ・下の表で当てはまる控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【㉓】欄に記入してください。

区 分	控 除 額
同居老親等(S28.1.1以前生)	45万円
同居老親以外の老人(S28.1.1以前生)	38万円
特定(H12.1.2～H16.1.1生)	45万円
一般(H16.1.2～H19.1.1生、 上記いずれか以外のH12.1.1以前生)	33万円

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項															
㉓ 扶 養 親 族	個人番号	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	氏名	扶養区分
	1氏名	久留米 太郎								年・大 平・市	55.5.5	<input type="checkbox"/> 両親 <input type="checkbox"/> 別居	子	特定・老人 一歳・年少	
	個人番号	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	氏名	扶養区分
	2氏名	久留米 ウメ								年・大 平・市	5.9.5	<input type="checkbox"/> 両親 <input type="checkbox"/> 別居	母	特定・老人 一歳・年少	
族	個人番号	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	氏名	扶養区分
	3氏名	久留米 桜								年・大 平・市	24.12.12	<input type="checkbox"/> 両親 <input type="checkbox"/> 別居	孫	特定・老人 一歳・年少	

4 所得から差し引かれる金額

扶 養 控 除	㉓	780,000
---------	---	---------

- *同居老親等とは老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属に該当する人で、かつ、本人又は配偶者いずれかとの同居を常況としている人。
- *別居の扶養親族等がある場合には、申告書裏面【12 別居の扶養親族等に関する事項】にも氏名及び住所を記入してください。



## ●16歳未満の扶養親族(控除対象外)

- ・ 該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【23】欄に記入してください。

平成24年度の市・県民税から、年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)が控除対象外となりました。市・県民税においては非課税限度額算定等に年少扶養親族の人数を使用するため、年少扶養親族の申告が必要となります。

区 分	控除額
16歳未満の扶養親族(H19.1.2～R4.12.31生)	なし

## ●基礎控除<申告書24>

◇あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、適用される控除

- ・ 下の表で該当する控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【24】欄に記入してください。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

### ■申告書の書き方(例)

4 所得から差し引かれる金額

基 礎 控 除	24	430,000
---------	----	---------

## ●雑損控除<申告書26>→必ず証明書等を添付してください。

◇令和4年中に災害や盗難等により生活用資産に損害を受けた場合の控除

- ・ 損害の原因等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【26】欄に記入してください。
- ・ 下で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【26】欄に記入してください。

控除額＝損害金額－保険等の補てん金額－所得合計の10%  
※災害の場合：災害関連支出－5万円と上記で求めた控除額のいずれか高いほうの金額

### ■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

26	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	火災	4. 5. 9	住宅・家財
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	5,800,000円	4,800,000円	280,000円

4 所得から差し引かれる金額

雑 損 控 除	26	618,134
---------	----	---------

## ●医療費控除<申告書27>→必ず医療費の明細書、セルフメディケーション税制の明細書を記入のうえ、添付してください。

◇令和4年中に支払った本人および同一生計の親族の医療費やスイッチOTC医薬品の購入費がある場合の控除

- ・ 支払った医療費等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【27】欄に記入してください。
- ・ 下で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【27】欄に記入してください。

(1) 従来の医療費控除を受ける場合【控除限度額：200万円】

控除額＝医療費－保険等の補てん額－(所得合計の5%又は10万円のいずれか少ないほうの金額)

(2) スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を受ける場合【控除限度額：88,000円】

控除額＝スイッチOTC薬購入費の合計額－保険等の補てん額－12,000円

(ご注意) 令和3年度より、「医療費控除の明細書」の添付は、**必須**となっております(領収書のみの添付または提示は不可)。明細書の記入方法、セルフメディケーション税制による特例の詳細については、同封しております明細書の裏面をご覧ください。

### ■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

27	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
医療費控除	150,000円	円

4 所得から差し引かれる金額

医 療 費 控 除	区 分	27	50,000
-----------	-----	----	--------

## ●寄附金控除<申告書裏面【14 寄附金に関する事項】欄>→必ず受領書等を添付してください。

◇令和4年中に支払った都道府県、市区町村等や、福岡県共同募金、日本赤十字社福岡支部及び福岡県、久留米市が条例で指定しているものへの寄附金が2千円を超える場合の控除

- ・ 申告書裏面【14 寄附金に関する事項】欄中、該当する寄附金の欄に寄附額を記入してください。

### ■申告書の書き方(例)

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000	円
福岡県共同募金会、日赤支部 分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)		
条例指定分	福岡県	
	久留米市	